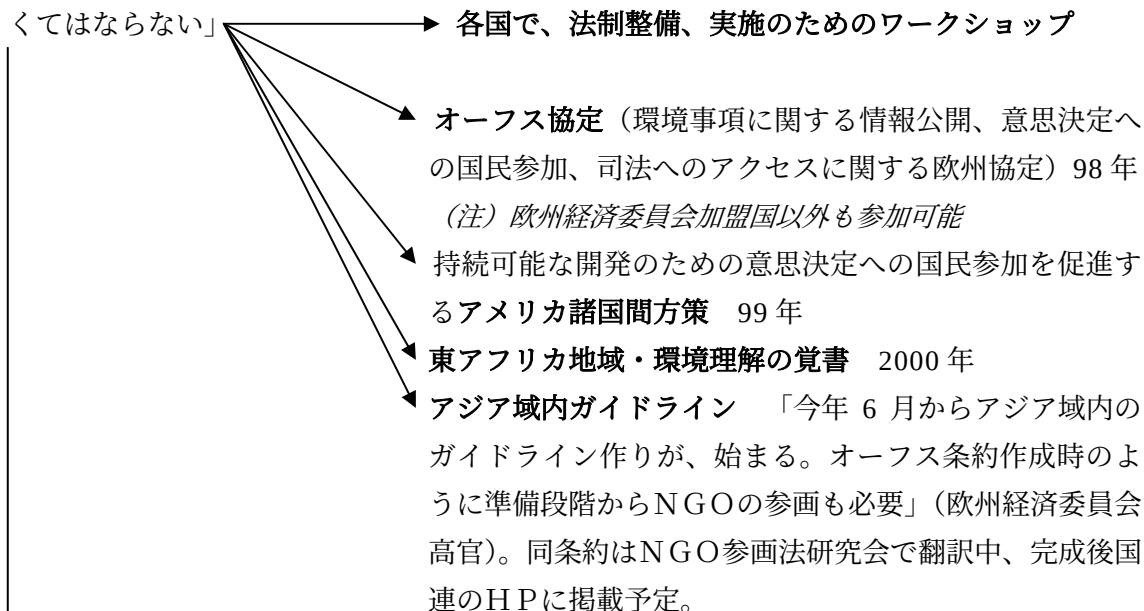


## 「NGO参画」条項から見たサミットの成果と今後

10月8日02年 水口哲（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議常任幹事）

**リオ原則 10:**「環境問題は、関心ある市民すべてが参加した時、最善の解決がもたらされる。各国政府は、環境関連情報の公開、意思決定への市民参加、司法へのアクセスを促進しなくてはならない」



- タイプⅠ — 「実施計画」 — 119.ter 国内の環境事項に係る←合意  
146.bis 持続可能な開発の政策形成に係る←合意  
151 多国間ガイドラインの開発 全面削除  
その他、女性の参加（6 d、24 b、38 f、）、地域社会の参加（19 g、40 e、41 e、43 h、）全ステークホルダーの参加（21、44 b、121 g、143 d）、メジャー・グループの参加（126.c）途上国の参加（4、45.bis、80a）など計22ヵ所
- 「政治宣言」 — 14項：幅広い参加の必要性 16項：積極的な参加←合意

→ タイプⅡ — 「市民参加の政策決定を進める“リオ原則10のパートナーシップ”(PP10)」  
([www.pp10.org](http://www.pp10.org))

アクセス・イニシアティブ（WRI＝世界資源研究所を事務局とする25のNGOの連合体 [www.accessinitiative.org](http://www.accessinitiative.org)）、8カ国政府、EU、世銀、国連開発計画のパートナーシップで成（裏面ニューズマガジン参照）、来年3月までに20カ国を目指す。アメリカは省庁間協議の段階。日本は？

同連合体は、「環境政策に関する情報公開・参加・司法の実施実態9ヶ国間調査」を実施、03年1月に調査ガイドを発行予定、調査参加団体も募集中